

博物館における文字資料の展示

—福井県立若狭歴史博物館・島根県立古代出雲歴史博物館の事例から—

吉 永 壮 志

はじめに

博物館法（昭和26年（1951）制定、令和4年（2022）改正）では、第1条に博物館法の目的、第2条に博物館の定義を記している。

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

以上の条文から、博物館は資料の収集・保管、調査研究、展示を行い、国民の教育、学術および文化の発展に寄与することを求められているといえる。

それでは、博物館が収集・保管、調査研究し、展示する資料とはいったい何かということになるが、それは先に引用した博物館法第2条の「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」であり、具体的には同じく博物館法第3条にみえる「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等」で、電磁的記録も含み、多岐にわたる。対象とする資料や分野に着目すると、総合博物館、歴史博物館、美術館、科学館に加え、動物園、水族館、植物園などに博物館の館種は分類でき、そのうち、歴史博物館は考古資料や民俗資料、そして文字資料を主な資料として収集・保管、展示する。

筆者は文献史学、特に日本古代史を専門としており、これまで歴史博物館において、常設展のリニューアルや企画展などを担当する機会に恵まれたが、その際、文字資料をどのように展示するか、常に頭を悩ませてきた。というのも、文字資料は多くの文字情報を有し、その情報から明らかになることがたくさんあるものの、それを観覧者に伝え、理解してもらうためにはかなりの工夫が必要だからである。そもそも文字資料は著名人の直筆であったり、歴史の教科書に掲載されていて誰でも知っていたりする場合を除き、それ単体では展示資料としてあまり注目されることはない。しかも、文字が崩し字である場合、一般の観覧者は読めず、それを活字に起こす必要があるうし、活字にしても漢字の羅列ではやはり理解するのが難しいので、書き下す必要がある。さらに、書き下したものが古語であれば、わかりやすいように現代語に訳さなければならないかもしれない。そうすると、一つの文字資料に対して翻刻、書き下し、現代語訳のパネルを作成、掲示することになり、かなりのスペースを割くうえ、文字資料そのものよりもパネルを眺める時間が長いということも起こりかねない。貴重な文字資料を展示したにもかかわらず、その内容を理解してもらうために施した工夫のため、かえって資料自体をみてもらえないというのは展示として本末転倒ともいえる。

そこで、本稿では、福井県立若狭歴史博物館と島根県立古代出雲歴史博物館での筆者の展示経験をもとに、文字資料の展示のあり方について紹介する。本稿を通じ、博物館、とりわけ歴史博物館における文字資料の展示について、いくばくかでも考えるきっかけになればと思う。

1. 福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」

舞鶴若狭自動車道の全線開通にあわせ、平成26年（2014）に福井県立若狭歴史民俗資料館が福井県立若狭歴史博物館としてリニューアルオープンした。新たな常設展のコンセプトは海と都で、都の影響の色濃い若狭の仏像を展示する「若狭のみほとけ」、都とのつながりのなかで育まれてきた若狭の祭礼などを展示する「若狭の祭りと芸能」に加え、歴史部門の「若狭のなりたち」、「若狭から都への道」、「若狭への海の道」で展示が構成されている⁽¹⁾。そのうち、筆者は古代の若狭を紹介する「若狭から都への道」を担当したが、そのなかで展示の軸としたのが木簡である。木簡とは木に墨で文字を記したものであり、若狭ゆかりの木簡は、平城宮・京などの宮都で出土する荷札が多い。若狭から宮都に運ばれる税物などの荷につけられ、不要になって溝や井戸などに廃棄されたものが発掘調査などによりみつかったもの、それが若狭の荷札木簡である。そのため、荷札木簡は考古資料といえるが、国名や郡（評）名、里（郷）名、人名、品目名、数量などが記されており、文字資料としての性格も有している。

若狭の荷札木簡としてよく知られているのは、調塩木簡と贄木簡である⁽²⁾。調は繊維製品を中心に各地の産物を納める税で、若狭からは調として塩が納められていたことが「調塩」や「御調塩」と記された荷札木簡からうかがえる。また、贄は天皇に献上される海産物や果実類などの生鮮品あるいは加工品で、若狭からはウニやアワビ、ホヤといった貝類、タイやイワシといった魚類などの海産物を干したり、塩漬けにしたりして保存が効く形で納められたことが同じく荷札木簡からわかる。

藤原宮や平城宮・京などの宮都出土の若狭ゆかりの調塩木簡が約60点、贄木簡が約20点知られており、博物館のリニューアルに際し、奈良文化財研究所の協力、指導のもと、50点以上の木簡複製を制作することとした。リニューアル以前にも10点以上の木簡を制作していたため、リニューアル後の常設展では60点を超える木簡複製の大量展示を計画した。



【写真1】福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」木簡複製の立面展示（中央）と木簡ナビ（左）

〔写真提供：福井県立若狭歴史博物館〕

木簡複製の制作や展示に関して気をつけたことは4点あり、まず木簡の地域バランスである。古代の若狭は遠敷郡と三方郡の2郡（平安時代前期の天長2年（825）に遠敷郡から大飯郡が分割されて3郡）からなり、現在は小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町の1市4町で構成されている。そのため、郡（評）名や里（郷）名表記のある木簡については現在の1市4町バランスよく選択して複製を制作することを心掛けた。例えば贅木簡の場合、現在の高浜町青周辺地域に推定される青郷ゆかりのものが多く、それだけでなく現在の美浜町域や若狭町東部域にあたる三方郡ゆかりのものも複製を制作することで、若狭全域の木簡の様相がわかるように工夫した。これは若狭地域の小中学校による遠足や校外学習での博物館利用を想定したものである。小中学校の歴史の授業では、奈良時代に租・庸・調などの税が成人男子に課せられることを学ぶが、その際、若狭ではどのようなものが税として納められたのか、特に自分たちが暮らす市町はどうであったのか、歴史を身近に感じ、地域の歴史に興味をもってもらえればという意図で、県立の歴史博物館として若狭地域の小中学校が博物館を利用しやすい環境を整備しようとしたのである。

次に木簡複製の展示方法である。木簡は表面だけでなく、裏面にも年月日などの文字が記されているものが多いにもかかわらず、リニューアル前は展示ケース内に平置きしていたため、裏面をみるのが難しかった。そこで、今回のリニューアルでは透明の薄型独立ケース3台に調塩木簡と贅木簡を立面展示することにした【写真1】。四周からみえるようにケースを配置したため、木簡の表面・裏面だけでなく、側面の状況も確認でき、厚さや切れ込みなど、考古資料としても観察できるような展示となっている。もちろん、実物の木簡では立面展示は難しく、複製ならではの試みである。限られた展示空間での60点を超える木簡複製の展示は、日本海の豊かな恵みを若狭が享受し、その恵みが宮都にもたらされたことを雄弁に物語ろう。

さらに、木簡に記されている内容をわかりやすく理解することができるように、「木簡ナビ」という検索システムを設置した【写真1】。木簡複製の展示ケース別や税を納めた地域（現代の市町）別に検索できるようにし、木簡の翻刻やその現代語訳に加え、納められた品目や木簡の出土地などがわかるようにイラストつきで解説をしている。現代の市町別に検索できるようにしたのは、若狭地域の小中学生が自分たちの暮らす地域でどのようなものが税として宮都に納められたのか簡単に調べることができるようにするという考えに基づくものである。ただ、大勢での見学の場合、「木簡ナビ」1台では対応が困難なため、展示ケース別にその並び順のまま60点を超える木簡複製の翻刻、簡単な説明を加えたプリント（A3を2つ折りにして表裏印刷したもの）も近くに置き、そのプリントをみながら木簡複製を観察できるように工夫した。木簡複製の並び順は、大きく調塩木簡と贅木簡でケースをわけ、それぞれ地域ごとにまとめた形で展示しているため、例えば現在の小浜市域ではどのようなものが税として宮都に納められたのか一瞥できるようにもなっている。

最後に、塩が若狭地域でどのようにつくられたのか、どのようなルートで若狭から宮都に調や贅が運ばれたのか、贅として納められた海産物がどのように消費されたのかを紹介するということである。木簡それ自体は若狭で荷につけられ、宮都に運び込まれたあと、不要になって廃棄された荷札にすぎないが、それは塩や海産物が若狭から宮都に運ばれ、そこで消費されたことを示す貴重な資料である。若狭の調塩木簡は宮都でたくさん出土しているだけでなく、同じ遺構からみつかった他国の調塩などの荷札木簡と比較して、年代の古いものが多いことから、古代において若狭は塩の大生産地・大供給地であり、かつ長期保存が効く良質な塩をつくる地でもあったことがわかる。事実、若狭地域では古代の製塩遺跡が多くみつかり、そこからいわゆるバケツ型の大きな製塩土器や少し小ぶりの丸底製塩土器が出土し、濃い塩水を得る採鹹、粗塩を得る煎熬（この工程でバケツ型の大型製塩土器を使用）、保存の効く塩を得る焼塩（この工程で小ぶりの丸底製塩土器を使用）の3工程によって塩づくりが行われたと考えられる。その3工程をわかりやすく模型で紹介するコーナーを木簡複製展示の近くに設けている【写真2】。また、贅は天皇に献上されるもので、天皇の食膳としても提供されたと考えられることから、平安時代以降の文献資料を参考に天皇の食膳の一部を復元展示している【写真2】。大床子（イス）に座



【写真2】福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」木簡複製の立面展示（左）と塩づくり模型（奥中央左寄り）、天皇の食膳模型（奥中央右寄り）[写真提供：福井県立若狭歴史博物館]



【写真3】福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」木簡複製の立面展示（左）とヒストリーマップ「若狭と都を結ぶ道」（右）[写真提供：福井県立若狭歴史博物館]

り、朱塗りの台盤（テーブル）の上に置かれた銀製の食器類に盛られた料理を、銀製の箸や匙で食べ、そこに塩などの調味料が添え置かれている食膳復元は、奈良時代の日本が中国を強く意識していたことをわかりやすく示すものでもある。さらに、塩や海産物が若狭から宮都までどのようなルートで運ばれたのかをプロジェクションマッピングとナレーションで紹介するヒストリーマップ「若狭と都を結ぶ道」も木簡複製展示の近くに設置している【写真3】。若狭から宮都に税物を運ぶ様子は、古代の日本が中央集権国家であったことを示すだけでなく、若狭と宮都（奈良時代は平城宮・京）との地理的な近さもうかがわせる。

福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」は、60点を超える荷札木簡複製の立面展示を中心として、古代の若狭の様相を理解できるようにしたものである。木簡1点だけでは文字情報も限られ、展示の軸とすることは難しいかもしれないが、大量の木簡複製展示は、若狭の特徴、日本海の豊かな恵みともいべき塩や海産物を享受し、それを地理的に近い宮都にもたらす地域であることをわかりやすく説明することを可能にするといえる。しかも、その木簡複製展示の周囲に塩づくりの工程模型やプロジェクションマッピングを用いたヒストリーマップ、天皇の食膳復元を設置し、生産、流通、消費の様子を視覚的に訴える形で展示することを通じ、興味関心をもってもらえるようにした。特に塩や海産物は、調味料や食材として「食」と密接に関わり、歴史をより一層身近に感じてもらうことができる素材といえる。地味で目立たない、文字資料かつ考古資料である若狭ゆかりの木簡から、古代の若狭について知ってもらい、若狭に興味をもってもらう試みともいべき展示である。

2. 島根県立古代出雲歴史博物館開館10周年記念企画展「出雲国風土記一語り継がれる古代の出雲」とリフレッシュオープン後のテーマ別展示「出雲国風土記の世界」

平成19年（2007）3月に出雲市大社町に開館した島根県立古代出雲歴史博物館が10周年を迎えた平成29年3月に開催されたのが企画展「出雲国風土記一語り継がれる古代の出雲」で、筆者はその企画展を担当した⁽³⁾。和銅6年（713）に銀・銅・彩色・草木・禽獣・魚・虫などの種類、土地の肥沃、山川原野の名の由来、古老が伝える旧聞・異事を報告せよといういわゆる風土記撰進命令（『続日本紀』同年5月甲子条）をうけ、全国で風土記がつくられたが、現存しているのは常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の5か国の風土記のみで、しかもほぼ完全な形で伝わるのは、天平5年（733）に完成した『出雲国風土記』だけである。そのため、『出雲国風土記』は古代出雲や古代の地域社会の様相を知るうえでとても貴重な地誌といえるが、伝わっているのは天平5年当時の『出雲国風土記』そのものではなく、後世に書写された写本であり、現在200本余りが知られている。そのうち、書写年代が判明する最古の写本は、慶長2年（1597）に細川幽斎が「江戸内府御本」を書写させたと奥書にみえる細川家本（公益財団法人永青文庫所蔵、熊本大学附属図書館寄託）で、天平5年から850年以上時期が下るものである。また、現在伝わる『出雲国風土記』写本はいずれも冊子形態であるが、天下の孤本と呼ばれ、平安時代後期の書写とされる『播磨国風土記』三条西家本（天理大学附属天理図書館所蔵）は卷子仕立てであることから、天平5年当時の『出雲国風土記』も卷子本であった可能性が高い。さらに、細川家本をはじめ比較的書写年代が古い『出雲国風土記』写本には秋鹿郡と縦縫郡の間に半丁（1頁）分の空白があることから、もともとの『出雲国風土記』は総記から秋鹿郡までと縦縫郡から末尾までの2巻にわかれていたと考えられる。以上のような点を踏まえつつ、奈良時代の典籍や古文書も参考にし、天平5年当時の『出雲国風土記』推定復元を開館当初に制作した⁽⁴⁾。細川家本の字配りに準拠し、一部補訂を加えた上下2巻の卷子本で、上巻が10m弱、下巻が12m強の長さを誇る。後述する令和2年（2020）に行ったリフレッシュオープン前のテーマ別展示「出雲国風土記の世界」でも展示していたが、スペースの関係上、上下巻ともに2m程度しか展開しておらず、『出雲国風土記』全体を眺めることはできなかった。

そこで、企画展「出雲国風土記一語り継がれる古代の出雲」ではプロローグ「『出雲国風土記』の文字の世



【写真4】島根県立古代出雲歴史博物館企画展「出雲国風土記—語り継がれる古代の出雲—」天平5年当時の『出雲国風土記』推定復元の全面展開展示 [写真提供：島根県立古代出雲歴史博物館]

界—17000の文字が語る古代の出雲—」で、上下巻ともに全面展開し、約17000字からなる『出雲国風土記』の文字の世界を実感してもらえるようにした【写真4】⁽⁵⁾。もちろん、楷書で記されているといっても、漢字のみの原文では理解するのが難しいため、壁面に上下巻にわけて現代語訳を掲示し、『出雲国風土記』推定復元と見比べながら観覧できるようにした。

企画展が開催されたのは3月から5月であり、出雲地域の小中学校の遠足や校外学習の時期と重なったため、近隣の学校団体による見学が多くみられた。その際、自分たちが通う小中学校名が『出雲国風土記』に郷名などの地名として確認できることを知ると、約1300年前から地名が続いていることに驚くとともに、自分たちが暮らす地域の地名の由来はどうか、どんな動植物が生息しているのかなど、『出雲国風土記』から読み取ろうとする小中学生もたくさんいた。歴史を身近なものに感じ、資料をじっくり観察してもらえたのは、『出雲国風土記』を全面展開展示したからだといえる。一般的に文字資料の展示は、観覧者が少なかったり、観覧時間が短かったりするが、今回は展示室入ってすぐの空間に展示し、しかも長大な文字資料であることも功を奏し、多くの観覧者が注目し、観覧時間も比較的長かった。文字資料展示の実験的な試みであったが、ある程度成功したといえるかもしれない。

この企画展の成果を踏まえ、令和2年にテーマ別展示「出雲国風土記の世界」をリフレッシュすることとなり、筆者も担当者の一人として加わった⁽⁶⁾。目玉の一つは、天平5年当時の『出雲国風土記』推定復元の展示であり、展示空間の都合上、ケースの長さが9m程度しかとれず、下巻は定期的に巻き替えを行う必要が生じたものの、上巻はほぼ全面的に展開し、『出雲国風土記』の大半を観覧できるようにした【写真5】。これにより、出雲地域の小中学校の団体利用に通期的に対応することが可能となった。また、およそ郡ごとの現代語訳プリント(A3を2つ折りにして表裏印刷したもの)を近くに置き【写真6】、現代語訳と『出雲国風土記』推定復元の内容を照らし合わせることができるよう工夫した。さらに、『出雲国風土記』推定復元の展示ケース奥や横の壁一面に、企画展図録に載せたコラムなどの解説を多く掲示した【写真5】。島根県立古代出雲歴史博物館のテー



【写真5】島根県立古代出雲歴史博物館テーマ別展示「出雲国風土記の世界」天平5年当時の『出雲国風土記』推定復元の展示と壁面のコラム等の解説 [写真提供：島根県立古代出雲歴史博物館]



【写真6】島根県立古代出雲歴史博物館テーマ別展示「出雲国風土記の世界」天平5年当時の『出雲国風土記』の現代語訳プリント配架棚（左）と『出雲国風土記』地図（右）、「国引き神話」プロジェクションマッピング（中央） [写真提供：島根県立古代出雲歴史博物館]

マ別展示は「出雲国風土記の世界」のほか、「出雲大社と神々のまつり」、「青銅器と金色の大刀」の3部構成であるが、「出雲国風土記の世界」以外の2つの展示は解説が少ないのに対し、「出雲国風土記の世界」は圧倒的な文字量を誇る形となった。博物館では展示資料そのものをみってもらうため、解説などの文字情報を多くすることは敬遠される傾向にあり、その点で「出雲国風土記の世界」はかなり異質な展示といえるが、『出雲国風土記』が有する約17000字という文字の多さを、展示空間としても体感してもらおうという狙いであり、解説をじっくりと読む観覧者もよくみられる。

もちろん、テーマ別展示「出雲国風土記の世界」は、天平5年当時の『出雲国風土記』推定復原の展示だけではなく、『出雲国風土記』にみえる地名を地図に落とした『出雲国風土記』地図や『出雲国風土記』の冒頭を飾る「国引き神話」を紹介するプロジェクションマッピングなども展示室内に配しており【写真6】、『出雲国風土記』の内容を文字としてだけではなく、図や映像などで視覚的にも理解できるようにしている。文字資料を軸として、約17000字にもおよぶ文字の世界を観覧者が実感できるように展示構成しつつ、文字だけでは理解が難しい部分についてはほかのmise方でも補完するというのが、テーマ別展示「出雲国風土記の世界」の特徴といえる。

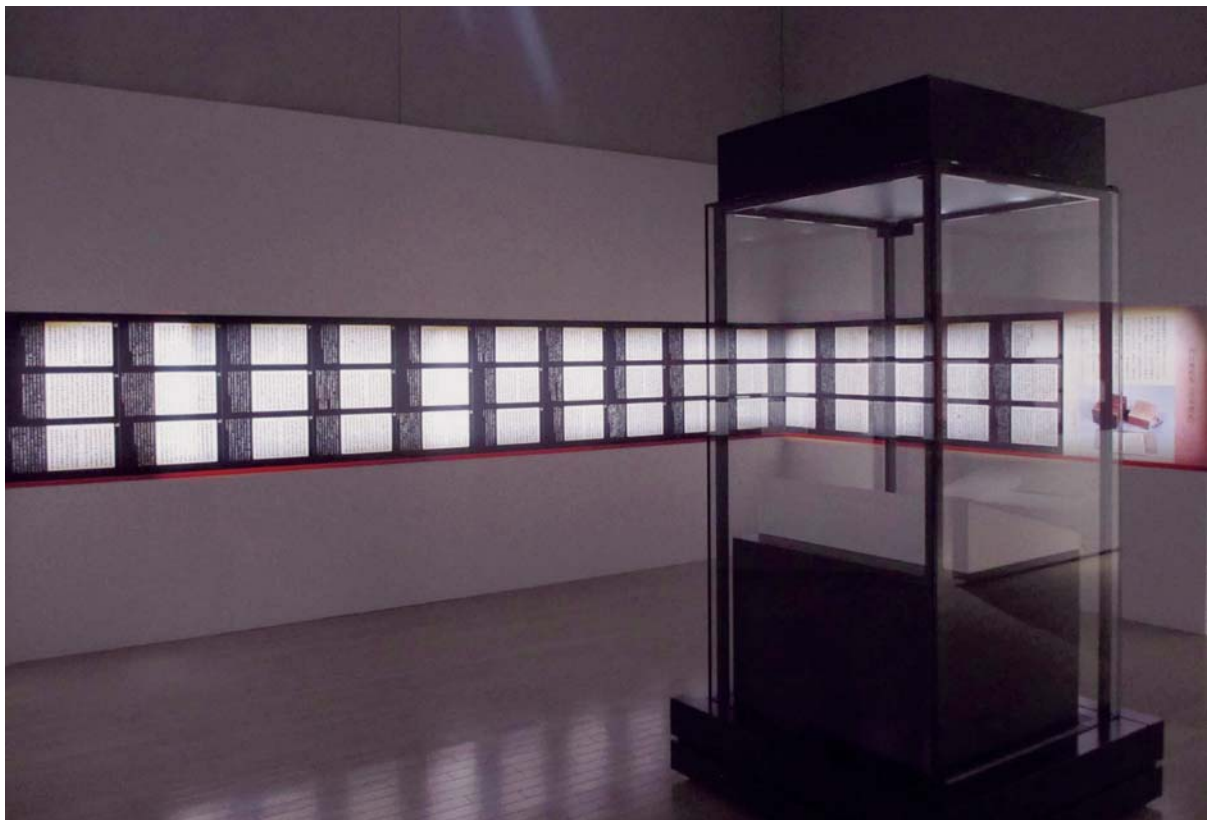
3. 島根県立古代出雲歴史博物館企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」

天武天皇皇子である舎人親王らが日本最初の正史「日本紀」（『日本書紀』）を編纂し、元正天皇に奏上したのが養老4年（720）で（『続日本紀』同年5月癸酉条）、令和2年（2020）がちょうど編纂1300年にあたるため、それにあわせて島根県立古代出雲歴史博物館において企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」を開催し、筆者がその企画展を担当した⁽⁷⁾。企画展タイトルにあるとおり、『日本書紀』が展示の核であり、それを象徴する逸品展示『『日本書紀』一向日神社本と内神社本』というコーナーを設けた。壁で区切った約30㎡の部屋の中央に置いた行灯型の独立ケースで『日本書紀』1点のみを展示する、つまり「逸品」である『日本書紀』「一品」のみをみってもらうという試みである【写真7】。資料保全の観点から、前期は京都府向日市に所在する向日神社所蔵、向日市文化資料館寄託の『日本書紀』巻2、後期は島根県松江市にある内神社所蔵、島根県立古代出雲歴史博物館寄託の『日本書紀』巻3と、前後期で展示替えをしたため、正確に言えば通期で2点の展示ということになるが、同時には展示しておらず、1点ずつしかみることができないものであった。この逸品展示は、企画展の開催された令和2年はコロナ禍で密を避けるという意図もあったが、それだけではなく、文字資料としての『日本書紀』を広い空間でじっくり観察してもらおうという狙いもあり、後者が主であった。ただし、向日神社本も内神社本も冊子形態のため、展示としては見開き2頁分しかみせることができないことから、四周の壁に向日神社本、内神社本全丁を抄訳つきの写真パネルで掲示するとともに【写真7・8】、図録にも写真を全丁掲載し、向日神社本、内神社本の『日本書紀』すべてを閲覧できるようにした⁽⁸⁾。向日神社本、内神社本ともに縦20cm強、横20cm弱の大きさであるため、約30㎡の展示空間を使うのはかなり贅沢な展示コーナーといえる。しかも展示資料と壁面の写真パネルだけに照明をあて、それ以外は暗いライティングにしたため、観覧者が展示資料とパネルのみに集中できる、落ち着いた空間になったのではないと思う。実際、中央の独立ケースに展示してある『日本書紀』を最初にしっかりみたあと、壁に掲示した写真パネルを順にじっくり観覧する人も多く、文字資料の魅力を堪能できる空間構成になったといえる。

広い空間に1点のみを展示するというのは、博物館で時々みられる展示手法であるが、彩色豊かで造形の優れた美術工芸品であったり、ケースに入りきらないほど大きな資料の露出展示であったりすることがほとんどである。さほど大きくもなく、紙に墨で文字を記しただけの文字資料1点のみをそのように展示するというのは、かなり挑戦的な試みといえる。ただ、資料やパネルの配置、照明のあて方などの工夫によって、その資料の重要性を観覧者に汲み取ってもらい、しっかりと時間をかけてみてもらうことは可能である。どの資料も重要であるこ



【写真 7】 島根県立古代出雲歴史博物館企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」逸品展示
「『日本書紀』一向日神社本と内神社本一」 [写真提供：島根県立古代出雲歴史博物館]



【写真 8】 島根県立古代出雲歴史博物館企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」逸品展示「『日本書紀』
一向日神社本と内神社本一」の壁に掲示した写真パネル
[写真提供：島根県立古代出雲歴史博物館]

とは間違いなく、重要な資料だからどのような展示手法でも観覧者にみてもらえるという、ある意味観覧者任せの展示をするのではなく、重要な資料を重要なものと観覧者に認識してもらえるように展示することで、あまり目立たず、時に素通りさえされかねない文字資料にも観覧者は興味をもち、その資料から情報を読み取ろうとするのである。文字資料は当然のことながら豊富な文字情報を有しており、観覧者が資料の前に立ち止まり、資料に向き合えばそれだけでもその魅力に気づくはずである。立ち止まってもらえる工夫、これが博物館における文字資料の展示においてとても重要だといえる。

結びにかえて

本稿は、筆者が担当あるいは関わった福井県立若狭歴史博物館や島根県立古代出雲歴史博物館での文字資料の展示についての事例紹介にすぎないが、両館ともに県立の歴史博物館であることから、地域に暮らす人々の社会教育に資するものでなければならないということは、当然ながら展示にあたって意識した。社会教育法（昭和26年（1951）制定、令和4年（2022）改正）第9条に「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」とあるからである。では、社会教育とはいったい何かといえば、社会教育法第2条に「『社会教育』とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と定義されている。この定義によれば、「学校の教育課程として行われる教育活動」は社会教育の範疇に入らないことになるが、一方で、博物館法第3条には博物館の事業として「学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること」が挙げられており、学校との協力やその活動の援助も博物館がすべきこととされる。それゆえ、社会教育のみならず、学校教育への貢献も念頭に置いた展示を心掛けた。

先述したように、福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」での60点を超える木簡複製の立面展示は、若狭地域の小中学校での団体利用に供することができるように配慮し、自分たちが暮らす地域の歴史的特徴を知ってもらうとともに、教科書で学ぶ日本の歴史も展示から読み取ることができるものを目指した。また、島根県立古代出雲歴史博物館テーマ別展示「出雲国風土記の世界」での天平5年（733）当時の『出雲国風土記』推定復元の展開展示も、出雲地域の小中学校での利用を考慮し、自分たちが暮らす地域が約1300年前はどうだったのか、長大な『出雲国風土記』のなかから地名などの文字を探しながら学べるように工夫した。いずれも文字資料である木簡や『出雲国風土記』で、しかも複製であったり、推定復元であったりして、実物資料ではないが、木簡の多さや『出雲国風土記』の長大さから、まず文字資料に興味関心をもってもらえればと考えた。島根県立古代出雲歴史博物館企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」の逸品展示において、あえて広い空間に豊富な出雲神話を有する『日本書紀』1点のみをみせるという手法で、文字資料に注目してもらおうとしたのもほぼ同じ試みである。

ところで、令和4年の博物館法の改正により、博物館は社会教育法だけでなく、文化芸術基本法に基づき、設置および運営が図られることとなった（博物館法第1条）。博物館法第3条第3項には「博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興」に加え、「文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）」の推進を図ることも博物館の事業として挙げられている。つまり、博物館は社会教育施設であると同時に、文化観光施設でもあるという位置づけである。

筆者が担当した常設展のリニューアルや企画展はいずれも博物館法改正以前のもので、文化観光施設としての博物館展示を強く意識したものとは必ずしもいえないが、地域に暮らす人々だけでなく、観光客も博物館が所在

する地域の歴史や特徴をわかりやすく理解できるように工夫したつもりである。例えば、福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」では、文字資料である木簡複製を展示の軸としつつ、調として宮都に納められた塩は若狭地域でどのように生産されたのか、贄として若狭から宮都に納められた海産物はどのように宮都で消費されたのか、そもそも若狭からどのようなルートで宮都（平城宮・京）に運ばれたのかを模型や復元、プロジェクトマップとナレーションを用いたヒストリーマップを使って説明することで、日本海の恵みをうけ、平城宮・京にも近いという若狭の特徴が浮かび上がるようにした。「若狭から都への道」のなかに「御食国」若狭前夜―膳臣の進出―」「御食国」若狭―天皇の食を支える地―、「塩の道」若狭―都人の食を支える地―、「若狭と都を結ぶ道」などの各コーナータイトルをつけ、さらに「塩の道」若狭―都人の食を支える地―」のなかに小タイトルとして「奈良時代随一の塩生産地―海と山の恵み―」をつけたのも、展示内容をタイトルで簡潔かつわかりやすく示すことにより、若狭地域について詳しくない観覧者の理解を助けることができると考えたからである。

また、島根県立古代出雲歴史博物館テーマ別展示「出雲国風土記の世界」では、天平5年当時の『出雲国風土記』推定復元という長大な文字資料の展開展示を軸としつつ、『出雲国風土記』に関わるコラムなどの解説を多く掲示して『出雲国風土記』の魅力を伝えとともに、『出雲国風土記』に記載されている地名をほぼすべて地図に落として展示することで、出雲地域をよく知らない観覧者も古代出雲の様子が視覚的にわかるようにした。その地図を参考に『出雲国風土記』記載の場所に行くことも可能で、古代出雲のガイドブックとして機能する、まさに「文化観光」に相応しい博物館展示といえるかもしれない。

以上、博物館における文字資料の展示について縷々述べてきた。何度もいうように本稿はあくまで事例紹介にすぎないが、もし文字資料の展示にいくばくかでも興味関心をもってもらえたのなら、百聞は一見に如かず、是非実際に展示をみていただきたい。企画展はすでに終了しており、観覧することはできないが、福井県立若狭歴史博物館常設展も島根県立古代出雲歴史博物館テーマ別展示も現地において観覧可能である⁽⁹⁾。最後にそのことを強調して稿を閉じることにした。

註

- (1) 『福井県立若狭歴史博物館常設展示図録』福井県立若狭歴史博物館、2015年を参照。
- (2) 狩野久「御食国と膳氏一志摩と若狭」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年〔初出は1970年〕)、館野和己「若狭の調と贄」(『古代王権と交流 3 越と古代の北陸』名著出版、1996年)、同「若狭越前の塩と贄」(『日本海域歴史大系 1 古代篇 I』清文堂出版、2005年)、拙稿「古代若狭と膳臣」(『続日本紀と古代社会』塙書房、2014年)などを参照。
- (3) 島根県立古代出雲歴史博物館開館10周年記念企画展図録『出雲国風土記一語り継がれる古代の出雲―』島根県立古代出雲歴史博物館、2017年を参照。
- (4) 森田喜久男「天平年間成立当初の『出雲国風土記』について」(『古代文化研究』15、2007年)を参照。
- (5) 余談になるが、企画展「出雲国風土記一語り継がれる古代の出雲―」では展示資料用のキャプション(資料名、所蔵者、年代などに加え、簡単な解説をつけた小パネル)の解説を140字から150字程度とした。通常、島根県立古代出雲歴史博物館のキャプションの解説は100字程度なので、文字量が約1.5倍になる。これは展示資料が120点で各解説が140字から150字程度であれば、解説の総文字数が約17000字になるということを意識したことによる。キャプションの解説からも『出雲国風土記』の文字の多さを実感してもらいたいというささやかな実験であり、企画展開催中のギャラリートークで裏話として話したところ、『出雲国風土記』を知ってもらうための工夫やこだわりにびっくりしたという意見があった。
- (6) 『島根県立古代出雲歴史博物館 展示ガイド』(改訂2版)島根県立古代出雲歴史博物館、2020年を参照。
- (7) 島根県立古代出雲歴史博物館企画展図録『編纂1300年 日本書紀と出雲』島根県立古代出雲歴史博物館、2020年を参照。
- (8) 逸品展示「『日本書紀』―向日神社本と内神社本―」については、森田喜久男「博物館の調査研究と展示活動」(『総説博物館を学ぶ』同成社、2024年)でも触れられているので、そちらも参照されたい。
- (9) ただし島根県立古代出雲歴史博物館は耐震改修や空調設備の更新などを行うため、令和7年(2025)4月から令和8年10月まで休館予定である。

【付記】

本稿で紹介した福井県立若狭歴史博物館常設展「若狭から都への道」の木簡複製に関しては奈良文化財研究所に、島根県立古代出雲歴史博物館企画展「編纂1300年 日本書紀と出雲」の逸品展示に関しては向日神社、向日市文化資料館、内神社に格別のご高配を賜った。また、本稿掲載の写真に関しては福井県立若狭歴史博物館、島根県立古代出雲歴史博物館に提供いただいた。記して深く感謝申し上げたい。